



令和 7 年 9 月 1 0 日
住宅局参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

「マンション標準管理規約」の改正案に関する パブリックコメント（意見公募）を実施します ～令和 7 年マンション関係法改正等に伴う見直しを行います～

マンションの管理規約を制定・見直しする際のひな形としてお使いいただける「マンション標準管理規約」について、マンション関係法の改正等を受けて改正案をとりまとめました。今般、広く国民の皆さまからのご意見を募集するため、パブリックコメント（意見公募）を実施します。

令和 7 年 5 月に公布された「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 7 年法律第 4 7 号）及び最新の社会情勢等を踏まえた改正を行うため、令和 7 年 6 月に「令和 7 年マンション関係法改正等に伴うマンション標準管理規約の見直しに関する検討会」を設置して検討を進めており、この度、同検討会における議論を踏まえて改正案をとりまとめました。

この改正案について、下記のとおりパブリックコメント（意見公募）を実施します。

1. 改正の概要

マンション関係法の改正内容や最新の社会情勢等を踏まえた見直し
※詳細は別紙をご確認ください。

2. 意見募集期間

令和 7 年 9 月 1 0 日（水）から令和 7 年 9 月 2 5 日（木）（必着）

3. パブリックコメントの詳細

電子政府の総合窓口（e-Gov）「パブリックコメント（案件一覧）」欄から、ご確認ください。
(<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>)

※「令和 7 年マンション関係法改正等に伴うマンション標準管理規約の見直しに関する検討会」の資料等については以下よりご覧いただけます。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/r7kiyakukentou.html>

＜問合せ先＞

住宅局 参事官（マンション・賃貸住宅担当）付

TEL : 03-5253-8111

